

鳥取県告示第360号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月19日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人れしーぶ 理事長 小河和泉	八頭郡八頭町宮谷240-24	れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-15	介護予防訪問介護	平成21年5月13日
有限会社コトブキ家具店 代表取締役 桶谷靖志	鳥取市二階町二丁目219	なないろデイサービスセンター	鳥取市二階町二丁目201-4	介護予防通所介護	平成21年5月14日